

## 不審な請求への対応の仕方

### 【問】

【1】インターネットでアダルトサイトを閲覧していた際に画像をクリックしただけなのに、「登録が完了しました。登録料は30万円です」との表示が現れた。本当に登録料を支払わなければならないのか。また、「誤って登録された場合には、次の電話番号に連絡して、退会申請をしてください」といった表示もあったが、連絡した方がよいだろうか。(40歳代男性)

【2】見知らぬ弁護士事務所から、商品の購入代金の支払いを求める「督促状」が郵送されてきた。しかし、私はそのような商品を購入した覚えはない。このような督促状は偽物だと思うので、無視してもよいだろうか。(50歳代女性)

### ～「ワンクリック請求」は無視 弁護士からの督促は慎重に～

### 【答】

【1】の相談者のケースは、「ワンクリック請求」と言われるものです。そもそも、契約が成立するためには、申し込みの意思表示と承諾の意思表示との合致が必要です。したがって、画像をクリックしたり、単に年齢確認ボタンをクリックしたりしただけでは、登録の申し込みをする意思を持って登録ボタンをクリックしているのではないので、契約は成立しません。

また、パソコン等の操作ミスで契約を申し込む意思がないのに、誤って登録ボタンを押してしまったような場合でも、内容を確認して訂正できる画面を設けるなど、事業者が操作ミスを防止する措置を講じていないときは、「電子消費者契約法」によって契約の取り消しの主張ができます。したがって、請求されても登録料を支払う必要はありません。

また、ワンクリック請求では、相手側はスマホ等の識別番号などを表示する場合がありますが、実際は、あなたの氏名も住所も知らないことが通常です。電話やメールで連絡すると、電話番号やメールアドレスが知られてしまい、さらに住所、氏名、生年月日、クレジットカード番号などの個人情報を聞き出そうとしますから、絶対に連絡してはいけません。

【2】の相談者のケースについては注意が必要です。正当な請求なのか、偽の請求（架空請求）なのか分からないからです。

商品代金等の請求については、通常、売り主から請求があり、これを放置して支払わないと、売り主から依頼を受けた弁護士が督促する、という流れとなります。正当な請求であれば、裁判所への法的手続きが開始されるおそれもあります。したがって、このような督促は無視してはいけません。

まず、以前に購入して支払いを忘れていた契約はないか、あるいは、家族があなたの名義で購入していないか、などを十分に確認してください。それでも覚えがない場合であっても、念のため、発信元の弁護士に内容を確認した方がよいでしょう。

しかし、送付された書面が、弁護士の名を騙（かた）った偽の督促状の可能性もあるので、督促状に記載されている連絡先ではなく、別途、弁護士や弁護士会のホームページ等で連絡先を調べ、その連絡先に請求内容を問い合わせてください。

また、裁判所名で「呼出状」、「支払督促」などと書かれた文書が届くこともあります。しかし、このような裁判所からの重要な文書は「特別送達」という方法で配達され、名宛人に直接手渡されることが原則となっています。したがって、これらの文書が普通郵便で届いたら、架空請求だと考えてよいでしょう。

ただ、特別送達を無視すると、欠席裁判となり、架空請求でも請求が認められることもありますので、注意してください。

### **筆者ひとこと**

不審な請求に不安を感じた場合や、内容を確認する連絡先が分からないような場合には、消費生活センターにご相談ください。  
(県消費生活センター)